

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

| 現 行 | 改 正 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 経教規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則、国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則、国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則及び、国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則に定める。</p> <p>3 第1項各号の一に該当し科学技術振興調整費による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業、「理系女性のエンパワーメントプログラム」事業及び、「ユビキタス&ユニバーサル情報環境の設計技術者養成」事業に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第5条～第63条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則、国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則、国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則及び、国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則に定める。</p> <p>3 第1項各号の一に該当し科学技術振興調整費による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業、「理系女性のエンパワーメントプログラム」事業、「ユビキタス&ユニバーサル情報環境の設計技術者養成」事業及び「<u>アグロイノベーション研究高度人材養成</u>」事業に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>4～6 省略(現行どおり)</p> <p>第5条～第63条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> | |

附 則 (20 経教 規則第11号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年6月1日から適用する。